

託送料金相当額について

主に家庭用・小規模業務用のお客さまがお支払いになるガス料金に含まれている託送料金相当額の計算方法は、以下の通りとなります。

より詳しい内容については、株式会社エナジー宇宙の「託送供給約款(需要場所で払い出す託送供給)」等、ガスの需要場所ごとに対象となる託送供給約款をご確認ください。

《越谷・春日部地区/蓮田南地区》

<2部料金>

(税抜き)

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
A	0m ³ から 20m ³ まで	700.00	48.99
B	20m ³ を超え 80m ³ まで	800.00	43.95
C	80m ³ を超え 200m ³ まで	1,000.00	41.45
D	200m ³ を超え 400m ³ まで	1,500.00	38.95
E	400m ³ を超え 700m ³ まで	2,500.00	36.45
F	700m ³ を超える場合	5,000.00	32.87

・適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

【計算例】 1ヶ月のガスご使用量が 30m³（適用区分 B）の場合

(定額基本料金)

(従量料金)

$$800.00 \text{ 円} + 43.95 \text{ 円} \times 30\text{m}^3 = \underline{2,118 \text{ 円}} ※ \quad (\text{小数点以下切捨て})$$

※別途、消費税等相当額が加算されます。

《取手・我孫子地区》

＜2部料金・45MJ地区＞

(税抜き)

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
A	0m ³ から 20m ³ まで	500.00	84.77
B	20m ³ を超え 80m ³ まで	1,031.91	58.17
C	80m ³ を超え 200m ³ まで	1,500.00	52.32
D	200m ³ を超え 500m ³ まで	3,000.00	44.82
E	500m ³ を超える場合	6,000.00	38.82

・適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

【計算例】 1ヶ月のガスご使用量が 30m³（適用区分 B）の場合

(定額基本料金)

(従量料金)

$$1,031.91 \text{ 円} + 58.17 \text{ 円} \times 30\text{m}^3 = \underline{2,777 \text{ 円}} ※ \text{ (小数点以下切捨て)}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます。

《真岡地区》

＜45MJ地区＞

(税抜き)

適用区分		定額基本料金 (円/月)	従量料金単価 (円/m ³)
A	0m ³ から 18m ³ まで	500.00	66.85
B	18m ³ を超え 67m ³ まで	603.90	61.10
C	67m ³ を超える場合	1,050.00	54.44

・適用される区分はガスのご使用量に応じて毎月決まります。適用される区分の「定額基本料金」と「従量料金（従量料金単価×ガスのご使用量）」を合計した金額が託送料金相当額となります。

【計算例】 1ヶ月のガスご使用量が 30m³（適用区分 B）の場合

(定額基本料金)

(従量料金)

$$603.90 \text{ 円} + 61.10 \text{ 円} \times 30\text{m}^3 = \underline{2,436 \text{ 円}} ※ \text{ (小数点以下切捨て)}$$

※別途、消費税等相当額が加算されます。